

社会福祉法人幡多手をつなぐ育成会

役員・評議員・委員等の報酬並びに費用に関する規程

第1条 この規程は、社会福祉法人幡多手をつなぐ育成会定款(以下「定款」という。)第2章第8条及び第4章第4条に規定する役員・評議員・各種委員報酬の支給方法について、必要な事項を定めるものとする。

第2条 報酬の額は、下記の表による。

第3条 報酬を支給する期間は、日額報酬にあつては事後速やかに、月額報酬にあつては翌月の10日(ただし、土・日・祝日にあたる場合は、その前日)に支給する。

第4条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

区 分	報 酬 の 額	年 間 報 酬 総 額
理 事 長	月額 80,000	8万円×12ヶ月 計 96万円
理 事 (理事長・職員兼務を除く)	日額 10,000	4名× 6回 計 24万円
監 事	日額 10,000	2名×10回 計 20万円
評 議 員	日額 10,000	9名× 3回 計 27万円
評議員選任・解任委員会委員(職員兼務を除く)	日額 10,000	2名× 2回 計 4万円

※報酬額は所得税控除後の額とする。

※上記「職員兼務を除く」は正規職員に限る。

○ 費用弁償については、実費支給とする。

附 則

この規定は、平成29年4月 1日から施行する。

この規定は、平成29年1月18日から施行する。(評議員選任・解任委員会委員について)

この規定は、令和 2年6月26日から施行する。(改正)

この規定は、令和 4年6月29日から施行する。(改正)